

8. 本計画の実現に向けた今後の取組み

8-1 生物多様性地域連携促進法における地域連携保全活動計画の作成

生物多様性地域連携促進法は平成 23 年 7 月に基本方針に対する意見募集が行われ、平成 23 年 10 月に施行された。持続可能都市・木津川モデルを展開し、多様な主体による里山の保全活動を持続的に行うためには活動資金や活動実施計画、各主体の相互連携、技術的な助言、行政支援等が必要となる。

こうした活動支援を得るためには同法に基づき国が作成する手引書を踏まえた地域連携保全活動計画を作成する必要がある。地域連携保全活動は NPO 等による提案、各種計画との調和、関係者との調整等さまざまな協議に基づき木津川市が作成する。

なお、下表は現時点での地域連携保全活動計画の基本的事項である。

表 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

項目	概要
基本的な考え方	・地域連携保全活動計画は活動区域において生物多様性の保全を進めるための実行計画である。 ・地域連携保全活動計画は地域特性や自然・文化等の価値を認識し、地域づくりにつなげていくものである。
多様な主体の参加の促進	・地域連携保全活動協議会を木津川市が設立する。 ・地域連携保全活動協議会は活動の計画・実施に係る協議、地域のさまざまな関係者間の合意形成等を図る機能を持つとともに、活動の円滑かつ効率的な実施を促す機能を有する。
NPO 等の計画提案	・活動の内容や計画案について NPO 等は木津川市に提案できる。
地域の自然的・社会的条件の反映	・活動の計画作成では地域の自然的・社会的条件に関する情報収集や調査等が重要である。
各種計画等との調和・関係者との調整	・生物多様性基本法での生物多様性地域戦略や農林漁業、社会資本整備及び土地利用等に係る関係法令に基づく各種計画等との調和が必要である。 ・関係者との十分な調整が必要である。
活動計画の評価と柔軟な見直し	・実施した活動成果・状況等を整理し、計画の点検・評価による目標や内容の見直しが必要である。
地域連携保全活動計画の内容	・地域連携保全活動計画の促進に向けて必要な事項を取りまとめる。
区域	・活動の特性と目的に応じた適切な範囲を設定する。 ・流域や山系、海域等それぞれの地域間における生態系のつながり等を踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた範囲を設定する。
目標	・目標達成まで各主体が役割を十分に果たすことができ、かつ達成状況について容易に確認ができる、具体的で分かりやすい内容とする。
活動の内容	・活動が実効的かつ効果的なものとなり、各主体が活動しやすい計画となるよう、実施主体・場所・時期・方法等を具体的に記載する。 ・活動の実施状況や成果を把握するための調査・方法を記載する。 ・NPO 等が行う活動は同意を得る。
国又は都道府県との連携に関する事項	・地域連携保全活動と合わせて行われることが望ましい取組みを調整したうえで記載し、計画の実効性を高める。
計画期間	・地域の自然的・社会的条件に応じた適切な期間とする。

8-2 プラットフォーム(地域連携保全活動協議会)の設立

地域連携活動の実施や持続的な里山活動の土台となるプラットフォーム設立に向けた取組みを進めていくことが必要である。プラットフォームへの参画を希望する市民団体・NPO 等に関してはその後の地域連携保全活動の実施主体となる可能性もあることから、十分協議し同意を得る必要がある。そのため、プラットフォーム設立に向けた主な取組みは以下の項目と考えられる。

- ・木津川市としてのプラットフォームや本計画の推進方針と推進体制の明確化
- ・プラットフォーム設立に向けた関係者協議・調整の実施
- ・市民団体やNPO 等との協議・調整及び活動実施に向けた同意
- ・引き続き企業のCSR 活動や、産業活動に関する参画・協力に対する意向調査等の実施
- ・京都大学等の教育機関との連携に向けた協議・調整の実施
- ・活動実施者の持続的な育成に向けたボランティア育成や担い手育成プログラムの計画・実施
- ・広報やシンポジウム等を通じた活動実施者のキーマンの発掘 等

8-3 生きた里山に向けた企業参画の誘導

民間事業者の参画による持続的な里山活動や、活動に伴い発生する生成材の安定供給・資源的な利用の確立に向けた当面の取組みは以下の項目と考えられる。

- ・現時点でニーズのあった企業のボランティア活動のフィールド利用の促進を図るため、今後設立する地域連携保全活動協議会を通じた広報やプログラムの企画・運営等を実施。
- ・今回の民間事業者の参画意向調査である程度関心を示した企業について、引き続き地区での取組みや実施情報等を照会し、興味・関心の増大を図る。
- ・地域連携保全活動計画の実施に伴う地域資源（鹿背山柿、鹿背山焼き、鹿背山城跡等）の活性化や魅力向上を図り、関係行政機関や地元・市民団体等の協力のもと民間企業の参画の可能性を模索する。
- ・地域連携保全活動計画の実施により取組みが進められる地区の特性・資源の保全・活用（大阪層群の地質的な価値、生物多様性、貴重種の保全、鹿背山城跡、固有の農作物、生きた里山等）、都市部における重要性を明確化し、PRを行うことで地区のブランド力の向上を図る。

8-4 持続可能都市・木津川モデルの実現に向けた制度の活用促進

市民緑地制度及び生産緑地制度の活用促進に向け、シンポジウムや個別説明等による地権者への周知を図り、里山活動のフィールドとなる土地の利用権の確保を目指す。

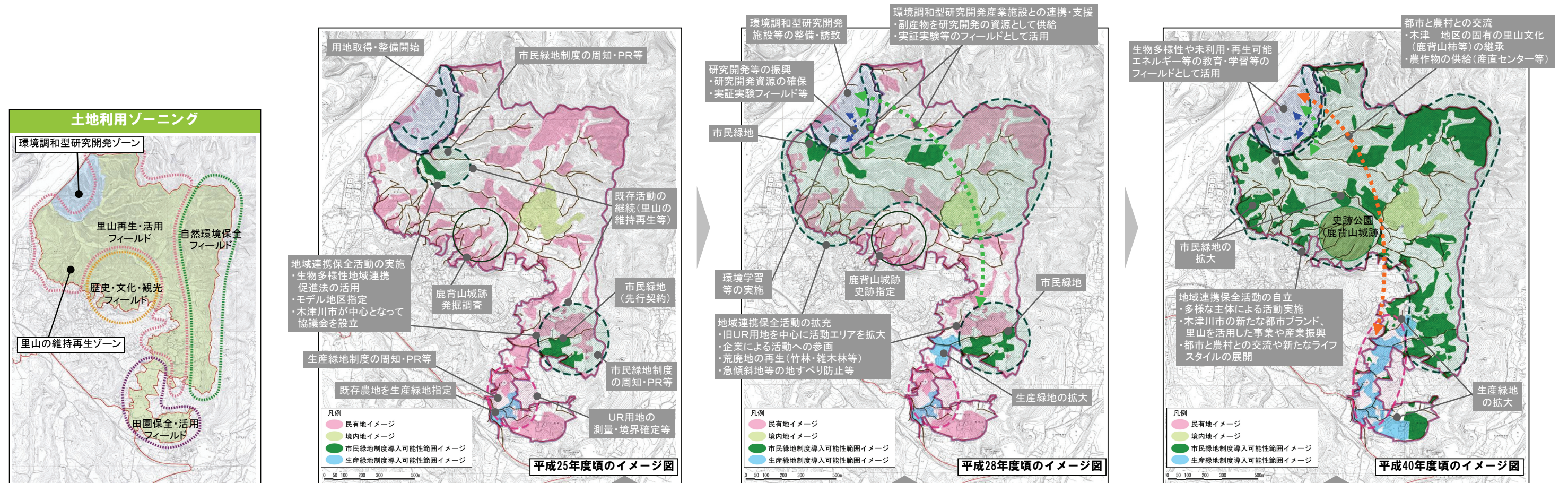
- ・市民や地権者に対する制度の周知
→シンポジウムの開催、広報誌やHPへの掲載、個別説明の実施 等
- ・里山活動のフィールドとして活用するうえでの地権者の意向調査
- ・里山活動により目指すべき植生や空間イメージ、維持管理手法等の作成

8-5 関連計画への対応

土地利用計画の実現を図るため「関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画」及び「都市計画法上の用途地域」について、京都府及び木津川市が協力し、双方の役割分担の下に必要な変更に取り組む。

8-6 木津北地区の土地利用の展開スケジュール

木津北地区において生産緑地制度及び市民緑地制度、生物多様性地域連携促進法等を活用して、土地利用計画の実現を図っていくための展開スケジュールを以下に示す。



		想定スケジュール										
		平成22年度	----->	平成25年度	平成26年度	----->	平成30年度	平成31年度	----->	平成40年度	平成41年度	----->
木津川市学研木津北・東地区土地利用計画		土地利用計画 (委員会・幹事会・パブリックコメント等)										
環境調和型研究開発ゾーン	施設整備等	環境調和型研究開発施設等の集積・誘致及びピンフラ整備等										
	里山の活用	誘致した環境調和型研究開発施設の資源・実証フィールドとして活用(産業の振興等)										
	里山の活用	市民等との連携による里山活動や環境学習等のフィールドとして活用										
里山の維持再生ゾーン	誘導方策	鹿背山城跡等の史跡指定 (測量・境界確定・用地取得等)	発掘調査									
		市民緑地制度の活用	市民緑地制度の周知・啓発 (締結する土地の募集／市民へのPR)									
		生産緑地制度の活用	生産緑地制度の周知・啓発 (対象地の募集／市民・農業従事者へのPR)									
		その他	地権者からの自発的な寄付への対応									
	里山の活用	既存の市民団体 (鹿背山倶楽部・鹿背山元気プロジェクト等)	活動の継続									
		地域連携保全活動計画 (生物多様性地域連携促進法)	計画作成等(木津川市)									
		NPO・企業等による里山管理	情報展開・周知・参画に向けた調整等									
		多様な地域連携活動 (産業等に係る活動・事業展開)	多様な地域連携活動(産業等に係る活動・事業展開)									
都市再生機構(UＲ)用地		測量・境界確定(UＲ)、平成25年度に工事完了及び用地を処分										

8-7 木津東地区の土地利用の展開イメージ

木津東地区では一体開発を前提とし、民間事業者の計画提案を活用して土地利用計画の実現を図っていくこととしているが、その手順を以下のとおり想定しており、今後、UR都市機構と市が協力して取り組みを進めていく必要がある。

